

1 PFI全般

2 アクションプランの改定(令和5年6月2日)

3 ローカルPFI等

4 支援施策等(地域プラットフォーム等)

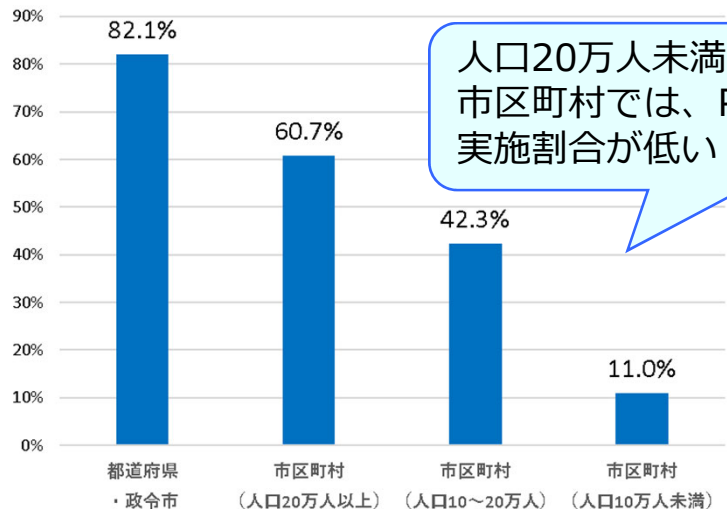
5 参考資料

地域におけるPPP/PFI事業の活用拡大の方向性

- ◆自治体のPFI実施状況には偏りがあることから、事業規模30兆円の達成に向けては、幅広い自治体の取組を促進することが必要。
- ◆具体的には、主に小規模自治体のPPP/PFI事業の活用促進を図るため、以下の取組を実施。
 - 地域プラットフォーム**※1未設置の都道府県に対して、ヒアリング等を実施し、**設置機運の醸成**を図るとともに、設置意向のある地方公共団体における**地域プラットフォームの形成・運営**を支援。また、**既設置の地域プラットフォーム**についても**広域化等により機能を強化**。
 - 優先的検討規程**※2について、令和5年度末までに策定の見込みが立っていない**人口10万人以上の自治体**に対して**策定を促す**とともに、策定意向のある**小規模自治体の策定**や**実効性のある運用**を支援。
 - これらの取組により小規模自治体における案件形成の環境整備を行い、PPP/PFI事業の促進を図る。

自治体規模別のPFI実施割合

※令和3年度末時点

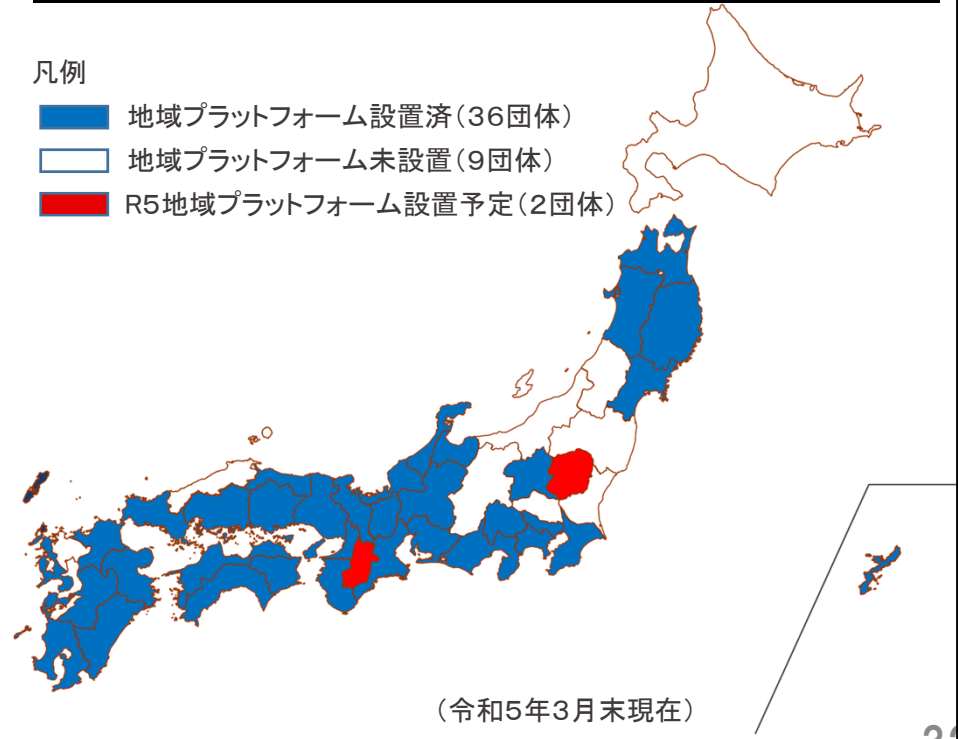


現時点で9県・1政令市が未実施

都道府県別地域プラットフォーム設置状況

凡例

- 地域プラットフォーム設置済(36団体)
- 地域プラットフォーム未設置(9団体)
- R5地域プラットフォーム設置予定(2団体)



※1 PPP/PFI導入に関する企業・金融機関・自治体等の連携の場。

※2 公共施設の整備等に際し、PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組み。

PPP/PFI推進アクションプランの関連記載箇所

地域プラットフォームに関する記載

- 広域的な地域プラットフォーム形成・運営の好事例等の情報共有や、**形成が進んでいない都道府県との個別対話**等を通じて、複数の地方公共団体・地域内外の民間事業者等で構成される**広域的な地域プラットフォームの形成・運営**を支援し、**令和8年度までに全都道府県への展開**を図る。
- 特に**人口20万人未満の地方公共団体**の地域プラットフォームへの**参画を促進**する。
- 地域プラットフォーム運用マニュアルなど各種マニュアルの充実・活用により、特に**人口20万人未満の地方公共団体**に対して、**PPP/PFI導入の意義・必要性**を喚起する。

優先的検討規程に関する記載

- PPP/PFI**が**自律的に展開する基盤の形成**に向けて、優先的検討規程の策定・運用の支援。
- 優先的検討規程について、**人口20万人以上の地方公共団体**については**速やかな策定を促す**とともに、**人口10万人以上20万人未満の地方公共団体**については、**令和5年度までの策定を促す**。特に、**策定予定、策定中及び策定意向がある地方公共団体を除いた団体**に対し、**PPP/PFI事業への理解や規程策定の機運を向上させる取組**を実施する。
- これに伴い、**優先的検討規程に基づくPPP/PFI事業の検討を実施した団体数**について、**令和6年度までに334団体**とすることを目標とする。
- また、**人口20万人未満の地方公共団体へのPPP/PFI事業の導入**が図られるよう、優先的検討規程の運用を支援する事業等を実施するとともに、特に**人口10万人未満の地方公共団体**については、**先進的な取組を行う同規模の地方公共団体の事例**の紹介を行う。

地域プラットフォーム

- 地域の行政、金融機関、企業、大学等の関係者が集い、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話等の情報交換の場となる「**地域プラットフォーム**」を設置
 - ⇒地域の関係者の**PPP/PFIに対する理解度の向上**
 - ⇒地域の多様な事業分野の民間事業者の**企画力・提案力・事業推進力の向上**や**その能力を活用した案件の形成を促進**

地域プラットフォームの機能

➤ 普及啓発・人材育成機能

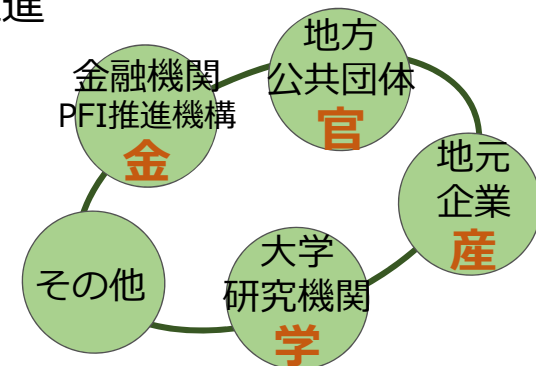
- ・ PPP/PFIの基礎的な内容や事例研究等について**セミナーを開催**
- ・ 自治体職員に対し、具体的な案件形成ができる**人材育成**を推進

➤ 情報発信・官民対話機能

- ・ 具体のPPP/PFI候補案件について、**行政からの情報提供のうえ官民対話等を実施**、事業化に向け次段階へ推進
- ・ 案件の市場性の有無、事業のアイデア
- ・ 民間事業者の参入意向や参入条件 等の意見聴取

➤ 交流機能

- ・ 地元企業によるコンソーシアム組成を容易にする**異業種間のネットワークの構築**



内閣府、国土交通省で地域プラットフォームの形成、運用を支援

地域プラットフォーム導入の背景

地域におけるPPP/PFI推進の課題

○地方公共団体等のPPP/PFIに係る経験不足やノウハウの欠如

(PPP/PFIにどのように取り組んでよいか分からない)

○地域企業や関係者のPPP/PFIに対する理解不足

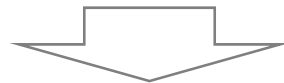
(大企業に仕事をとられてしまうのではないかという不安)

○民間のアイデアやノウハウを取り入れる場や官民のネットワークがない

行政側－民間の意見を聞きたいが誰に何をきけば良いかわからない

民間側－行政に営業をかけたいが誰にアプローチすればよいかわからない

担当者に営業してみたが反応がイマイチ



地域でPPP/PFIに取り組む上での課題を解消する取組として「**地域プラットフォーム**」は**有用**

PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度

概要

内閣府及び国土交通省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、地域の産官学金が集まって、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援

支援内容

■対象となる地域プラットフォーム

○要件

- ・代表者に地方公共団体(都道府県、政令指定都市等)が含まれる
- ・代表者と同一の都道府県内の地方公共団体、金融機関、民間事業者等から、構成団体としての参加の希望があったときには、原則としてこれを認める 等

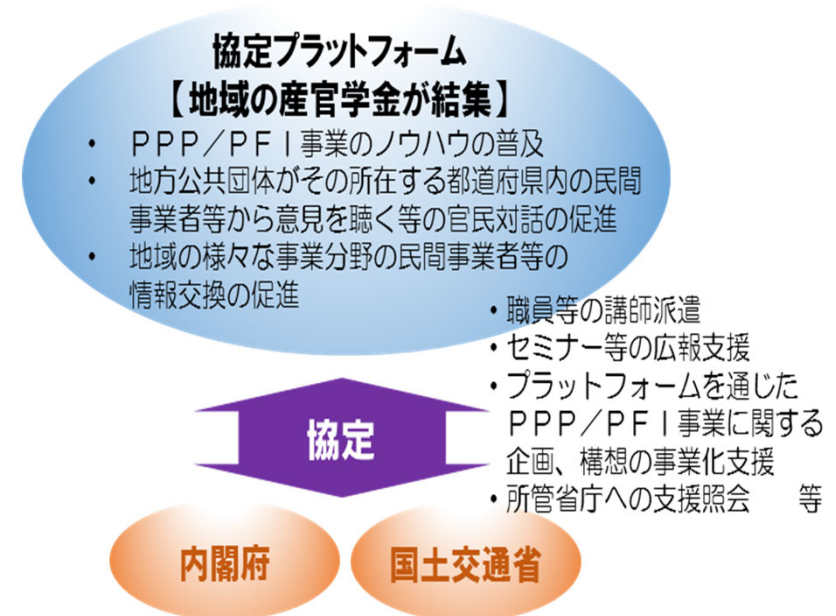
○次に掲げる機会を年1回以上提供

- ・参加者のPPP/PFI事業のノウハウ習得の機会
- ・地方公共団体とその所在する都道府県内の民間事業者等から意見を聴く等の官民対話の機会
- ・地域の様々な事業分野の民間事業者等の情報交換の機会

■支援内容

- 関係省庁の職員及び専門家を講師として派遣
- 地方公共団体が協定プラットフォームを通じて検討しているPPP/PFI事業に関する企画・構想の事業化を支援 等

【協定プラットフォームイメージ】



地域プラットフォームの設置状況

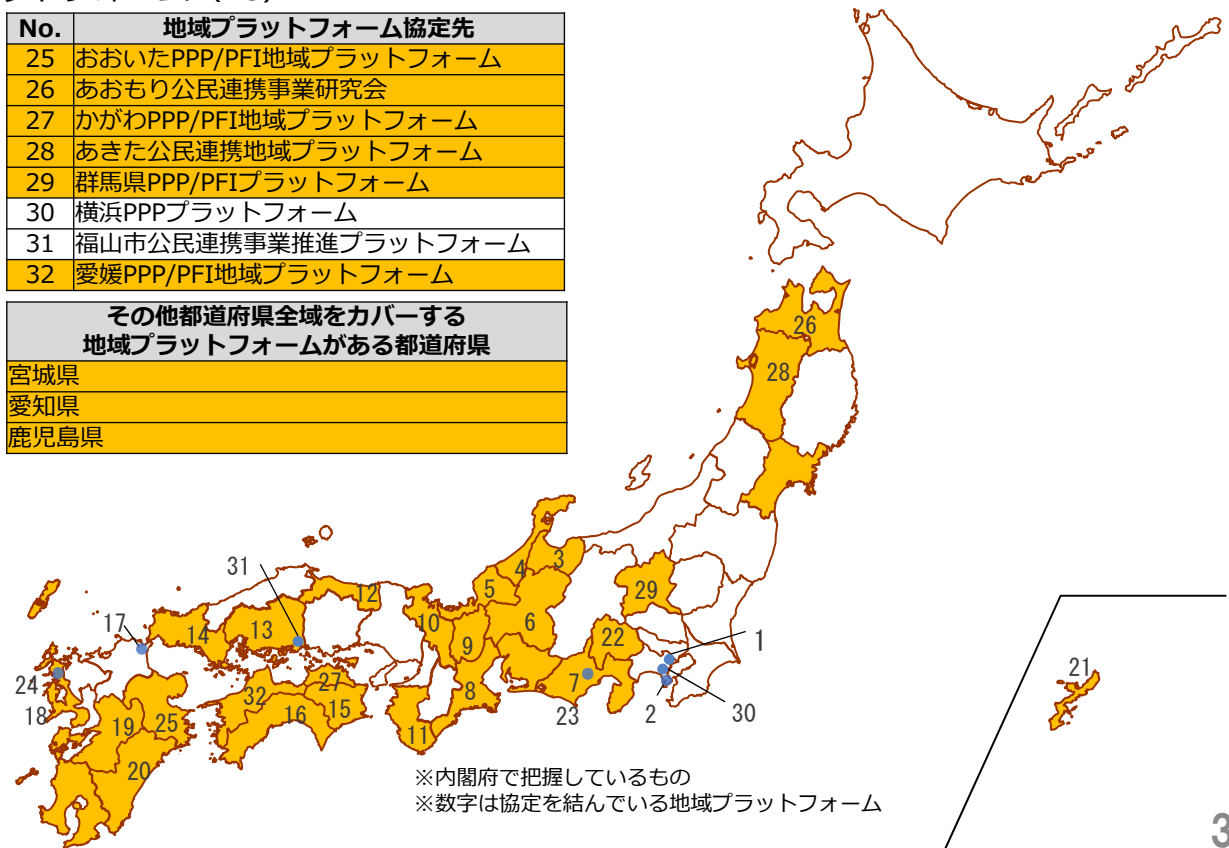
- PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）において、令和8年度までに地域プラットフォームの全都道府県への展開を図ることとしている。
- 内閣府及び国土交通省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、地域の産官学金が集まって、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援している。（令和5年度時点で32地域と協定を締結）
- 協定を結んでいない地域プラットフォームも含めると、都道府県内全域をカバーする地域プラットフォームは28府県で設置。（令和4年6月時点）

■ = 都道府県内全域をカバーする地域プラットフォーム（28）

No.	地域プラットフォーム協定先
1	川崎市PPPプラットフォーム
2	横須賀PPP/PFI地域プラットフォーム
3	とやま地域プラットフォーム
4	いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム
5	ふくい地域プラットフォーム
6	ぎふPPP/PFI推進フォーラム
7	静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム
8	みえ公民連携共創プラットフォーム
9	淡海公民連携研究フォーラム
10	京都府公民連携プラットフォーム
11	和歌山県官民連携プラットフォーム
12	鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム
13	広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム
14	山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム
15	徳島県PPP/PFIプラットフォーム
16	高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム
17	北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム
18	長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム
19	熊本市公民連携プラットフォーム
20	宮崎県・地域PPPプラットフォーム
21	沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム
22	やまなしPPP/PFI地域プラットフォーム
23	ふじのくに官民連携実践塾
24	佐世保PPPプラットフォーム

No.	地域プラットフォーム協定先
25	おおいたPPP/PFI地域プラットフォーム
26	あおもり公民連携事業研究会
27	かがわPPP/PFI地域プラットフォーム
28	あきた公民連携地域プラットフォーム
29	群馬県PPP/PFIプラットフォーム
30	横浜PPPプラットフォーム
31	福山市公民連携事業推進プラットフォーム
32	愛媛PPP/PFI地域プラットフォーム

その他都道府県全域をカバーする 地域プラットフォームがある都道府県	
宮城県	
愛知県	
鹿児島県	



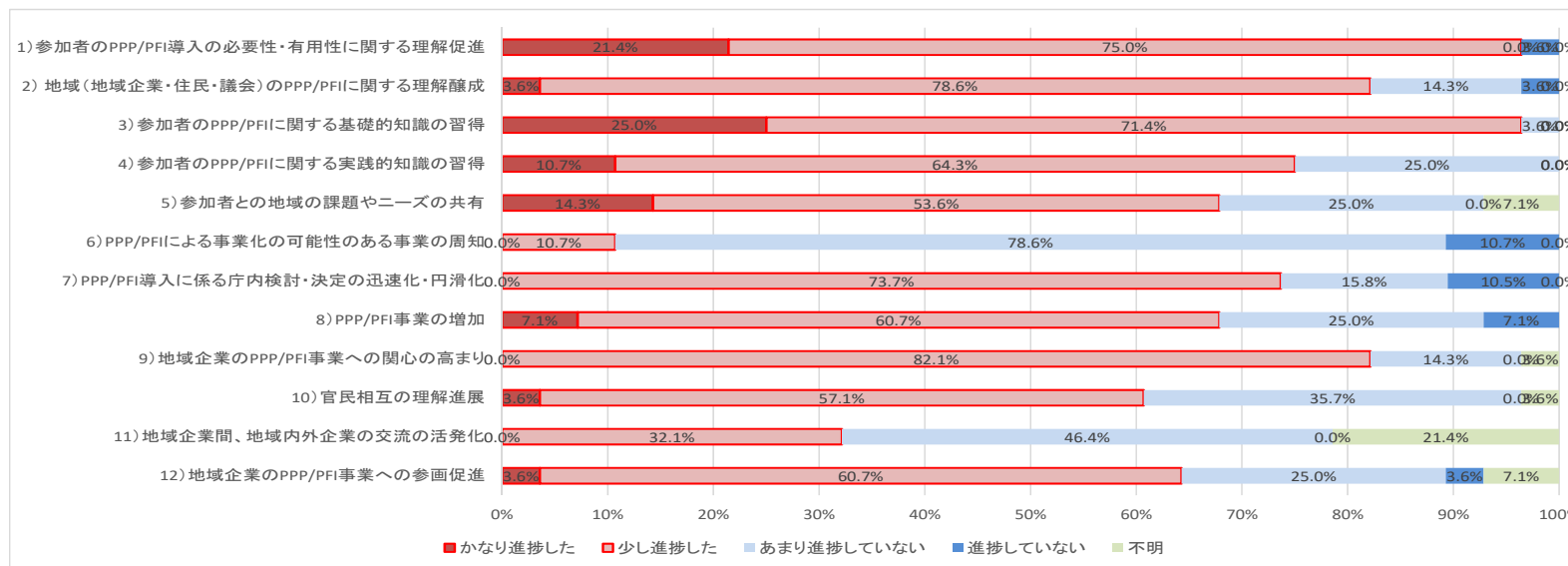
地域プラットフォームのコアメンバーと期待される役割

- 地域プラットフォームの形成・運営においては、会議開催のための準備作業や地域企業の参加呼び込み等を行うため、形成・推進主体が単独で行っていくことは負担が大きく、また効率的な運営を行うためにも単独では限界があることから、地域プラットフォームの形成・運営に協力してもらえるコアメンバーを組成する必要がある。
- コアメンバーとしては、域内地方公共団体、民間を代表する商工会議所や建設業協会等の業界団体の他、地域金融機関、大学（学識経験者）が想定される。

コアメンバーとして想定される機関		期待される役割	
産	業界団体	人材育成	PPP/PFI事業への参画経験がある地域企業による講演、個別事例の紹介
		情報発信	業界団体等による会員企業への開催情報等の発信
官	都道府県 市区町村 広域行政組合	運営	予算の確保、企画・立案、運営作業、施設や備品等の提供
		官民対話	PPP/PFI案件候補の発信、PPP/PFI案件候補や公有資産のリスト、PPP/PFI優先的検討の取組み等に関する情報発信
学	大学 有識者・学識者	地域プラットフォームの形成	地域プラットフォームの活動方針、活動内容に関するアドバイス
		普及啓発、人材育成	地方公共団体等に対する普及啓発、PPP/PFI手法に関するノウハウの提供
		官民対話	中立的立場を活かした官民対話のコーディネート広域的な地域プラットフォームにおける地方公共団体の纏め役
金	地域金融機関 その他の金融機関	人材育成	PPP/PFI手法に関するノウハウ、ファイナンス知識の提供、地域企業の相談対応
		運営	地域企業への情報発信 所有施設（会議室等）や備品等の提供
		官民対話	個別案件の金融機関目線でのリスク分析

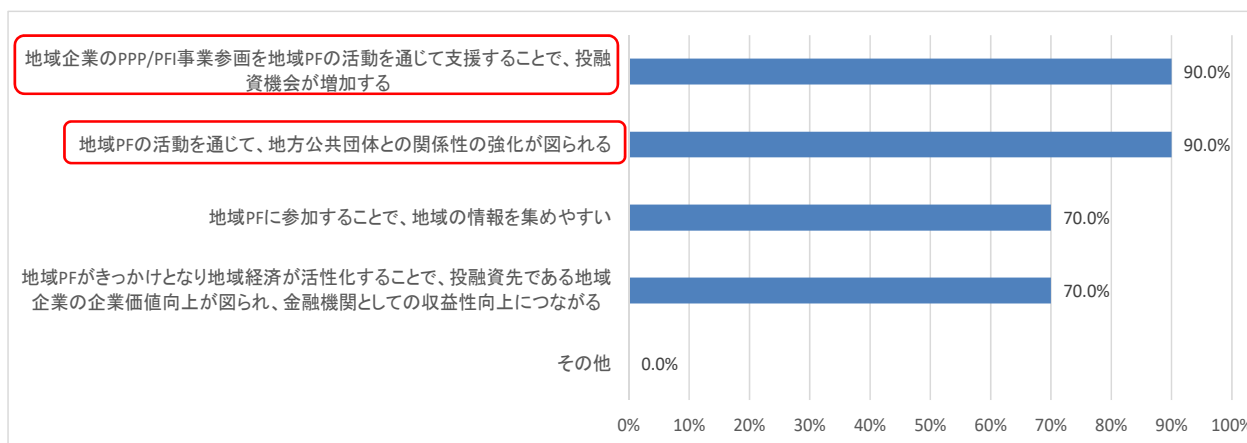
地域プラットフォームにおける取組成果や参加意義①

<取組の成果>



出典：協定プラットフォームアンケート結果(2020年10月実施) N=28

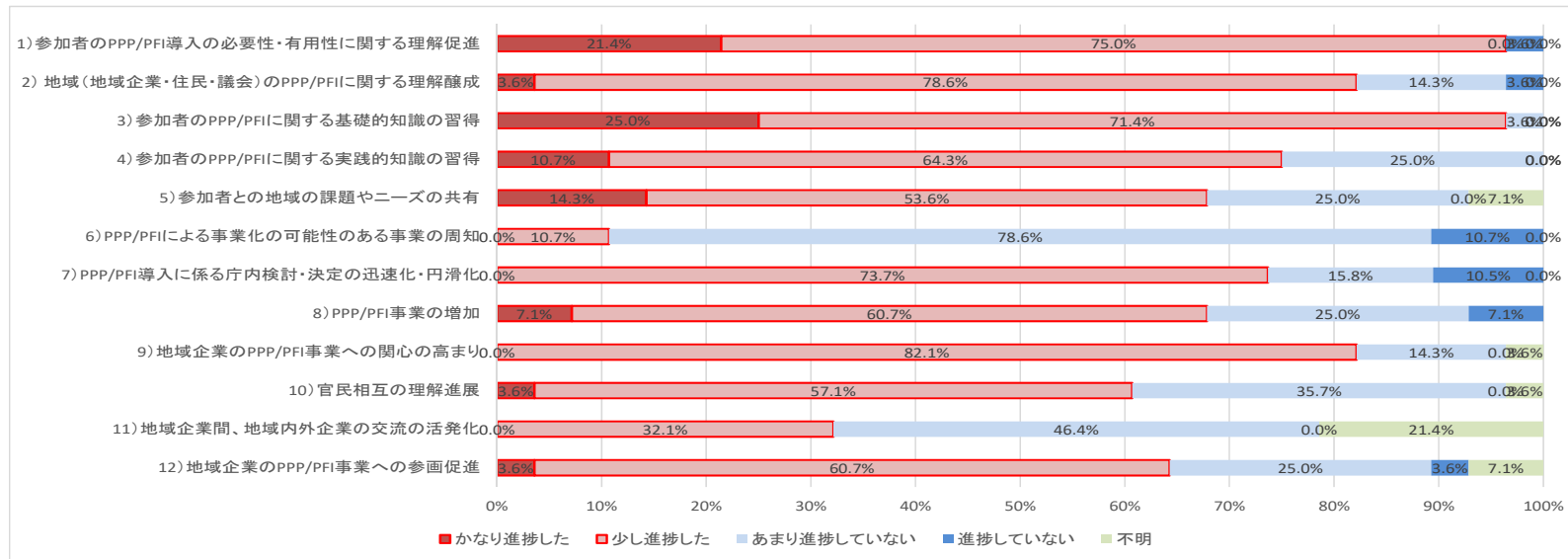
<地域金融機関にとっての参加意義>



出典：協定プラットフォームアンケート結果(2020年10月実施) N=20

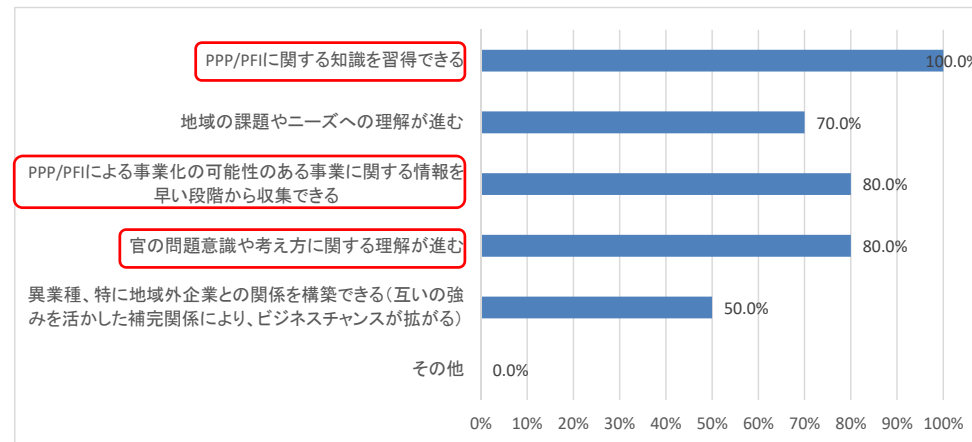
地域プラットフォームにおける取組成果や参加意義②

<取組の成果>



出典：協定プラットフォームアンケート結果(2020年10月実施) N=28

<地域企業にとっての参加意義>



出典：協定プラットフォームアンケート結果(2020年10月実施) N-10

とやま地域プラットフォームの事例

とやまPPP/PFI地域プラットフォームの特徴

- 県内の地方公共団体、地域金融機関、民間事業者等の参画を得ながら、**地域が中心となって戦略的にPPP/PFIを活用することを目的として活動している**
- H28に内閣府支援によるモデル事業としてPF設立後も、R5には富山県及び株式会社富山第一銀行が構成メンバーに加わり、県内自治体・金融機関の連携強化によるPF運営がみられる

地域プラットフォームの概要

構成メンバーがそれぞれの役割を果たし、知見・ノウハウの蓄積やサウンディングの定期的な実施等、継続的なPFの運営を行う

コアメンバー・役割

富山県 (代表事務局) 富山市	<ul style="list-style-type: none"> ・ プログラムの企画検討 ・ 自治体への周知広報 等
北陸財務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内自治体への周知広報 ・ ワークショップにおけるファシリテーター 等
北陸銀行 富山第一銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場の提供 ・ 地域事業者への周知広報 等
日本政策投資銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進事例・講師等の紹介 等

主な成果及び直近の事業説明・サウンディングテーマ

過去のプラットフォーム開催実績

R4	PF開催実績 (回数)	3回
	サウンディング実績 (件数) (事業説明も含む)	4件
R5	PF開催実績 (回数)	1回
	サウンディング実績 (件数) (事業説明も含む)	2件

直近の事業説明・サウンディングテーマ (例)

日程	令和5年7月26日
テーマ	中小規模自治体による新たな公民連携
開催形式	講演・事業説明
内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現地参加60名、オンライン参加70名 ➤ 内閣府・神奈川県による中小企業の公民連携状況及び先進事例の紹介 ➤ 計2施設（水族館、子供向け施設）の公民連携検討状況に関する事業説明

参考：
平成28年度 富山市域におけるPPP/PFI地域プラットフォーム形成に関する調査検討支援業務報告書
とやま地域プラットフォームHP：[富山県／とやま地域プラットフォーム \(pref.toyama.jp\)](http://pref.toyama.jp)
富山市へのヒアリング確認

かがわPPP/PFI地域プラットフォームの事例

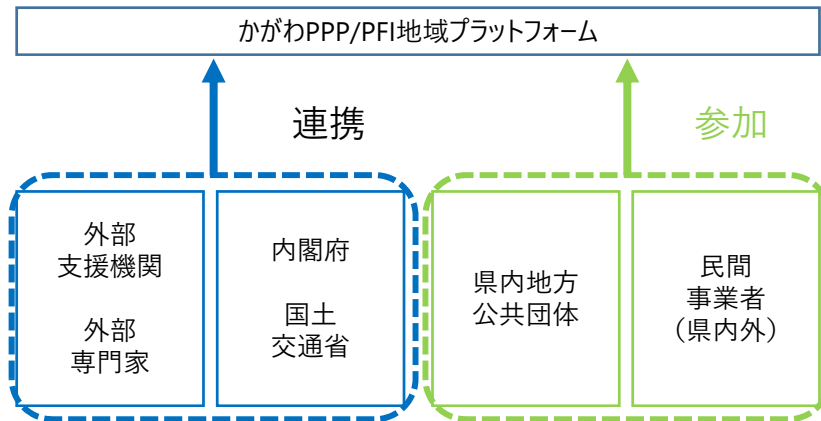
かがわPPP/PFI地域プラットフォームの特徴

- 官民を繋ぐ立場として地域金融機関が代表事務局を務め、周知広報、民間側視点での企画立案など中心的な役割を担っている
- 国の協定制度の活用及び構成メンバー以外の自治体もプラットフォームに参加し、多くの案件提案を行う等、積極的な活用が図られている

地域プラットフォームの概要

人口減少や新型コロナウイルスの影響による財政状況の悪化に対して、地域金融機関の百十四銀行が主導し香川県、高松市、日本政策投資銀行と協議を重ねて地域PFを設立

組織体制



コアメンバー

行政	香川県、高松市
金融機関	百十四銀行（代表事務局）、日本政策投資銀行

主な成果及び直近の事業説明・サウンディングテーマ

過去のプラットフォーム開催実績

R4	PF開催実績（回数）	4回
	サウンディング実績（件数） （事業説明も含む）	6件
R5	PF開催実績（回数）	1回
	サウンディング実績（件数） （事業説明も含む）	9件

直近の事業説明・サウンディングテーマ（例）

日程	令和5年8月29日～9月15日のうち計11日
テーマ	保育、文化施設等の官民連携による利活用
開催形式	クローズ型サウンディング
内容	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「東京都讃岐会館の再開発事業への参画」など計9施設（文化施設、保育所跡地、駐車場等）を対象にクローズ型で民間事業者に現地での官民対話を実施 ▶ <u>案件ごとに場所・日時を設定し事業者は希望する回に参加</u>する形式

参考：
かがわPPP/PFI地域プラットフォームHP：[かがわPPP/PFI地域プラットフォーム | 百十四銀行 \(114bank.co.jp\)](http://114bank.co.jp)

ふじのくに官民連携実践塾（静岡県官民連携地域プラットフォーム）

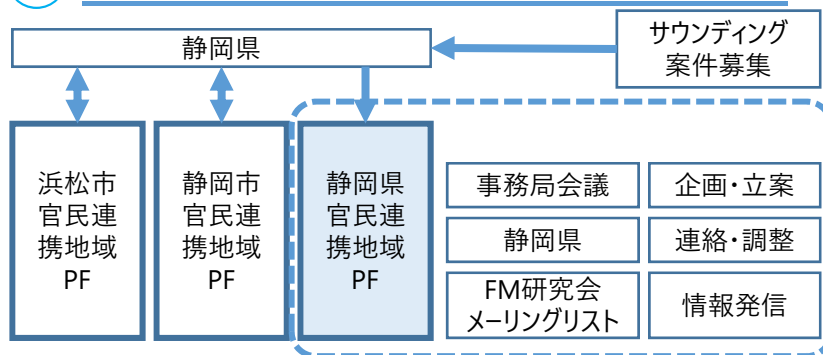
ふじのくに官民連携実践塾（静岡県官民連携地域プラットフォーム）の特徴

- 既存PFと連携しており、円滑な連携を図るため、地域の状況や各関係者の特徴を踏まえた役割分担、及び中長期的な視点から見た役割分担を明確化している
- 案件リストの作成や案内による参加者の裾野拡大と多様化を進めている

地域プラットフォームの概要

静岡県では西部、中部、東部という区分で西部、中部ではそれぞれ浜松市と静岡市が地域PFの運営を実施していた。東部では単独で地域PFを実施できる市町村がないため、静岡県が主体となった広域型地域PFを設置

組織体制



コアメンバー

行政	静岡県（代表事務局）、富士市、沼津市
金融機関	静岡銀行、日本経済研究所、日本政策投資銀行

主な成果及び直近の事業説明・サウンディングテーマ

過去のプラットフォーム開催実績

R4	PF開催実績（回数）	2回
	サウンディング実績（件数） （事業説明も含む）	7件
R5	PF開催実績（回数）	1回
	サウンディング実績（件数） （事業説明も含む）	7件

直近の事業説明・サウンディングテーマ（例）

日程	令和5年8月4日
テーマ	廃校、公園、庁舎等の官民連携による利活用
開催形式	サウンディング型市場調査
内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「富士山五合目来訪者施設の整備事業」など計7施設（公園、廃校、庁舎、宿泊施設）を対象に民間事業者[※]に事前の事業説明動画を視聴[※]してもらい、現地での官民対話を実施し、事業に対する意見を収集

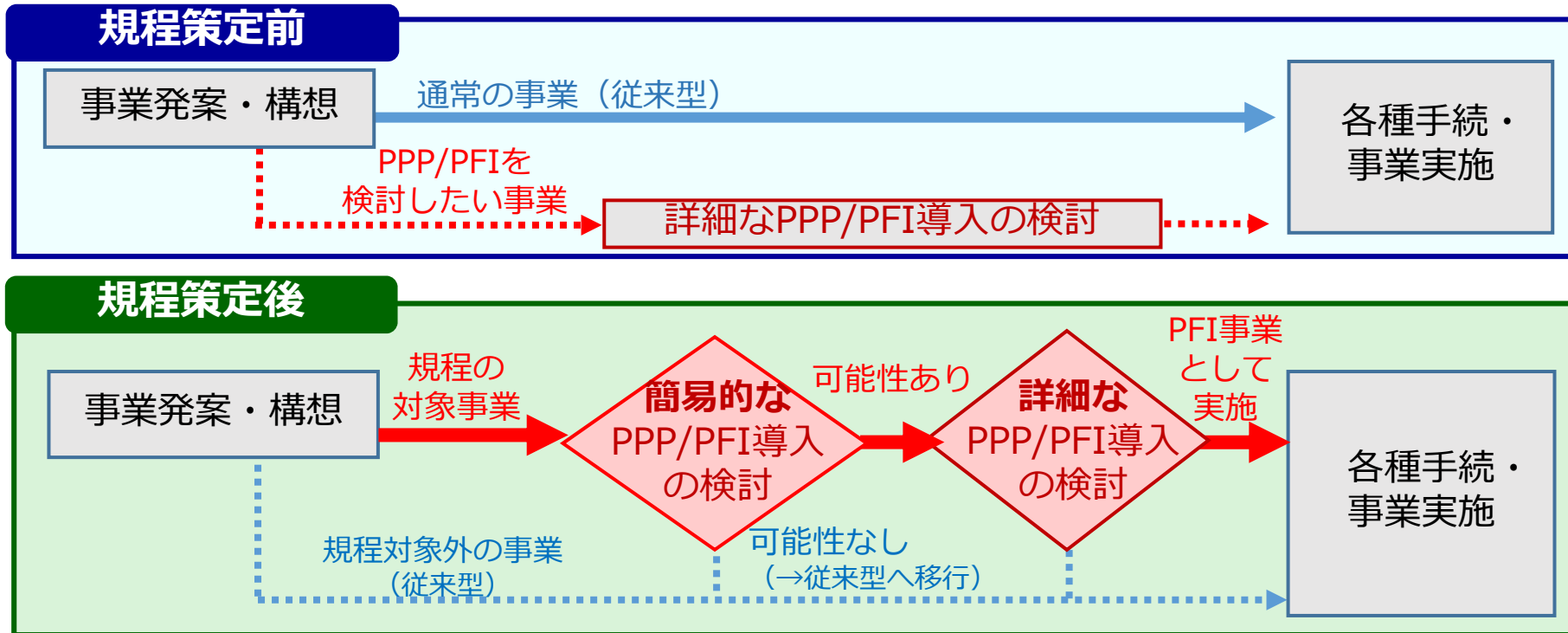
参考：

令和元年度 静岡県域における広域型 PPP/PFI 地域プラットフォーム形成・運営に関する調査検討支援業務報告書
 ふじのくに官民連携実践塾（静岡県官民連携地域プラットフォーム） | 静岡県公式ホームページ (pref.shizuoka.jp)

「優先的検討規程」について

1. 内容

- 優先的検討規程とは、公共施設の整備等を行う場合、自ら行う従来型手法に優先して、PPP/PFI手法の導入を検討することを定める規程。



2. 策定

- 人口20万人以上の団体は速やかに、**人口10万人以上20万人未満の団体は2023(R5)年度末までの策定**を要請（内閣府・総務省通知：令和3年6月21日）
- 人口20万人以上の団体における策定率は77.7%、人口10万人以上20万人未満の団体における策定率は20.3%（令和4年3月31日現在）であることから、**規程の策定を再度要請**（内閣府・総務省通知：令和5年7月24日）
- 人口10万人以上の規定未策定団体を対象にアンケート調査を実施（内閣府：令和5年7月25日）

優先的検討プロセスの全体像と優先的検討規程策定の主な効果

効果1: PPP/PFI事業の捕捉

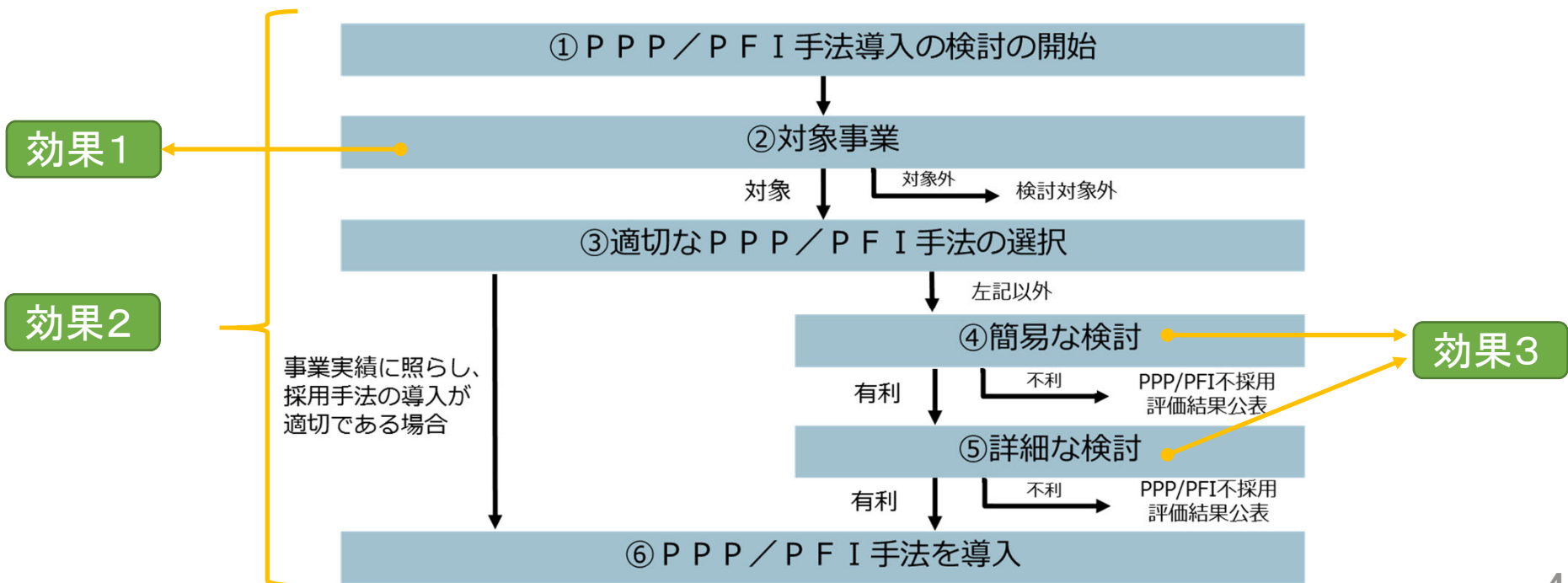
- 対象となる事業や事業費基準等を設定し、PPP/PFI手法により効果が高まる可能性がある事業を捕捉する仕組みを構築できる。

効果2: 庁内の検討体制の構築

- 事業所管課をはじめとする関連部局が意思決定に関与する方法やタイミングが明確化され、効果的かつ効率的に庁内(議会含む)で検討する体制を構築できる。

効果3: 多様な効果の検討

- 簡易な検討及び詳細な検討において上位計画に基づく評価を実施できる。
- PPP/PFI手法導入決定以降の実施方針公表や特定事業の選定、民間事業者選定、契約、モニタリングにおける多様な効果の評価指標に発展させることができる。



地方公共団体等におけるPPP/PFIの促進

令和5年度予算額 121百万円

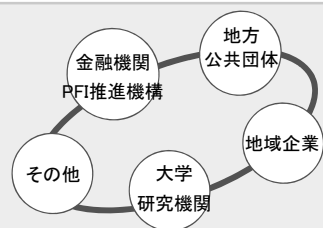
「PPP/PFI推進アクションプラン」に掲げられた地方公共団体等の機運醸成・ノウハウ蓄積を確実に推進するため、

- 1) PPP/PFIノウハウ取得や情報交換を行う場である「PPP/PFI地域プラットフォーム」の形成
- 2) 実効性のある優先的検討規程の策定・運用
- 3) 地域企業の能力の活用による地域ニーズに応えた協定プラットフォームによる事業化支援
- 4) 法律・税務等の高度専門家からの助言を活用した多様なPPP/PFI手法の確立

など、地方公共団体のPPP/PFI案件形成促進に向けて、事業フェーズに応じた切れ目ない支援を図る。

1) 地域プラットフォーム形成支援

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場（地域プラットフォーム）の立ち上げや運営を支援



3) 協定プラットフォームによる事業化支援

地域プラットフォームにおける官民対話等の実施など、地域企業の能力を活用することにより、地域の課題解決や地域のニーズに応えるPPP/PFI案件の形成を支援

2) 優先的検討規程運用支援

PPP/PFI手法の適用を従来手法に優先して検討する規程を策定・運用して、実際の事業を進捗させようという段階を支援

4) 高度専門家による課題検討支援

コンセッション事業、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式による事業、身近な施設での事業、デジタル技術の実装事業の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施

地域におけるPPP/PFI促進環境

事業の段階

PPP/PFI手法導入の優先的検討

基本構想

基本計画

導入可能性調査

PPP/PFI手続
(PFI法に基づく手続)

事業実施

1) 地域プラットフォーム形成支援

2) 優先的検討規程運用支援

3) 地域活性化案件形成支援、4) 高度専門家による課題検討支援

民間資金等活用事業調査費補助金

令和4年度補正予算額 150百万円

概要

公共施設等運営事業等※を推進するため、地方公共団体に対し、公共施設等運営事業等の導入に係る検討に要する調査委託費を助成することにより、公共施設等運営事業等の案件形成を促進。

※公共施設等運営事業等とはPPP/PFI 推進アクションプラン（令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定）における「類型Ⅰ：公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（コンセッション事業）」、「類型Ⅱ：収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業」、「類型Ⅲ：公的不動産の有効活用を図るPPP事業（公的不動産利活用事業）」又は「類型Ⅳ：サービス購入型などのPPP/PFI事業」をいう。

支援内容

■ 対象機関

公共施設等運営事業等を実施しようとする地方公共団体

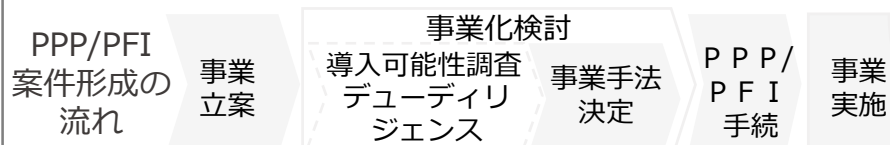
■ 対象分野

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第二条各号に規定されている施設でかつ事業段階が早期である等のため所管省庁が明確でない事業、あるいは、複数の省庁に所管がまたがる事業

（例）公有地における何らかの公共施設整備、公営住宅と地域交流拠点との複合施設、体育館と運動公園の整備、上下水道一体の管理等

■ 調査内容

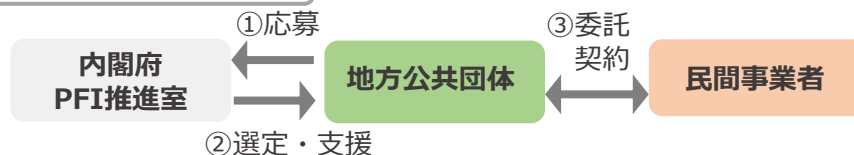
- 導入可能調査
 - ・ 公共施設等運営事業等の導入前に、公共施設等運営事業等導入の可能性、対象事業の範囲、官民のリスク分担、広域化等を検討
- デューディリジェンス
 - ・ 公共施設等運営事業等の導入前に、対象施設や対象事業について、資産、法務、財務等の状況を調査するもの



■ 補助対象経費

調査費用のうち、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費（委託費：原則1,000万円上限）

支援スキーム



これまでの支援事例

宮城県上下水一体官民連携運営事業

宮城県は、水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業への公共施設等運営権制度の導入を検討する際に必要となる調査について、本補助を活用して導入可能性調査やデューディリジェンスを実施（H28年）

<事業経緯>

- R1.11 実施方針公表
- R3.3 運営事業者の選定
- R3.12 実施契約の締結
公共施設等運営権の設定
- R4.4 運営事業の開始

<事業範囲>



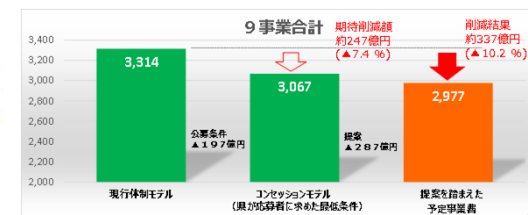
- 契約期間：最長4～5年間
 - 契約単位：事業ごと個別契約
 - 発注方式：仕様発注
- これまで**

 - 契約期間：最長4～5年間
 - 契約単位：事業ごと個別契約
 - 発注方式：仕様発注

みやぎ型

 - 20年間
 - ・ 従業員の雇用の安定
 - ・ 人材育成、技術革新が可能
 - 9事業を一体で契約（設備の改築・修繕を含む）
 - ・ スケールメリットの発現効果が拡大
 - 性能発注
 - ・ 運営権者が創意工夫

<事業費の削減効果>



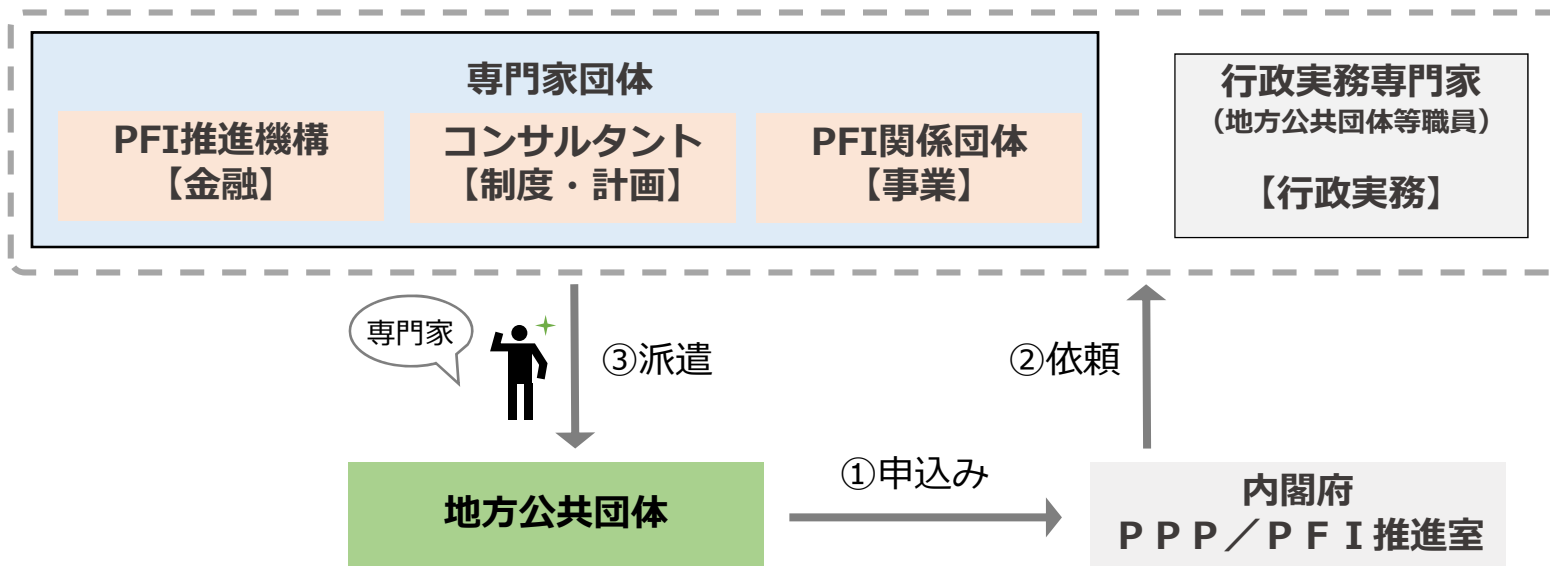
（出典）宮城県HP

PPP/PFI専門家派遣制度の概要

- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度。
- 制度運用を開始した平成23年度以降、派遣件数は令和4年度末までに延べ383件。

【専門家派遣制度の概要】

- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度（平成23年度より派遣開始）
- 地方公共団体等からの申込内容に応じ、1回につき半日程度で派遣（内容に応じて複数回の派遣も可能）
- 専門的な立場からアドバイス、講演、質疑応答を実施
- PPP/PFI事業について、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会对応、庁内合意形成など、行政実務に関しての実務経験・実績を豊富に有する地方公共団体等の職員の方を、「PPP/PFI行政実務専門家」として、令和3年9月より派遣開始
- 令和4年7月から、金融・ファイナンスに関する専門家派遣要請に対応するため、機構職員の方を派遣。
- 通年で受付中、派遣費用（旅費、謝金）は内閣府が負担



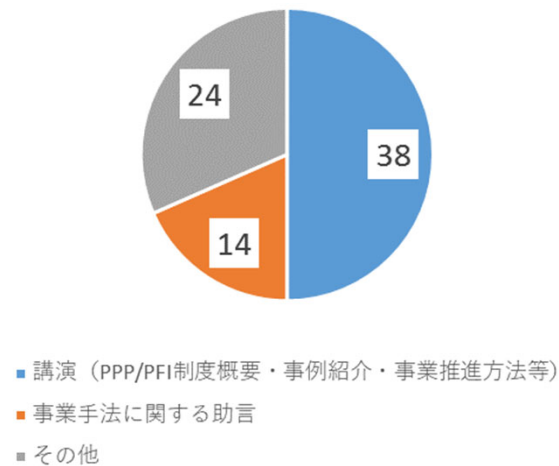
専門家派遣ではどんなことが頼めますか？

- PPP/PFI制度概要・事業推進方法に関する講演や事例紹介といった検討初期段階における相談依頼が多い一方、個別の事業手法に関する助言依頼もあります。
- 派遣を受けた地方公共団体等の9割以上から「助言は的確・適切であった」、「必要な情報が得られた」との評価をいただいています。（令和4年度派遣76件のうち、アンケートの有効回答数64件）

⇒ 相談事項には幅広く対応できるよう努めておりますので、まずはご相談ください！！

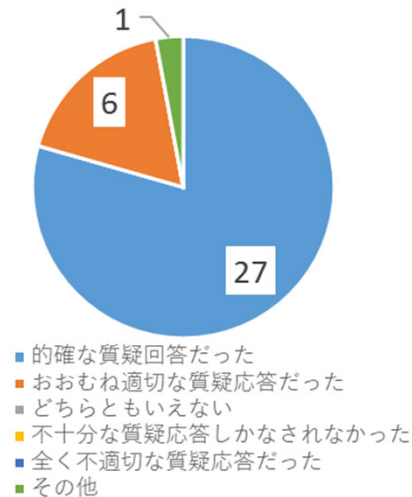
(参照先：専門家派遣) <https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/senmonka/senmonka.html>
 (行政実務専門家派遣) <https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/public/public.html>

依頼内容の類型（令和4年度実績）

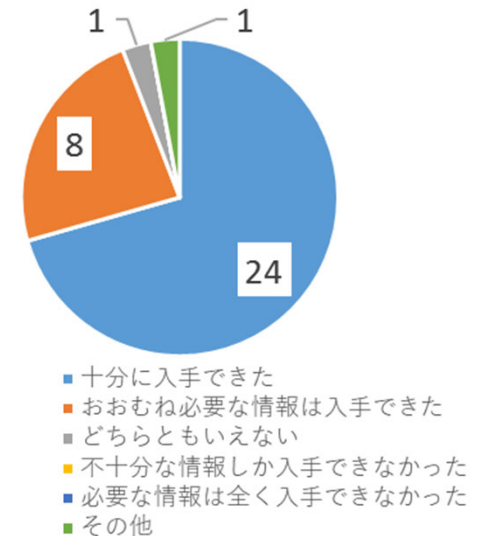


アンケート結果（令和4年度実績）

専門家による質疑対応の適切性



専門家からの必要な情報の入手



PPP/PFI事業実施にあたり専門家派遣を活用した事例

学校給食
センター

学校給食センター整備運営事業

- ・A市では、従来の学校給食センターの機能に加え、市民の健康増進及び地元食材PRに資する事業者による食育レストラン（自主事業）を展開。
- ・本事業については、平成23年度に内閣府の専門家派遣を通じて、基礎知識の習得を含む給食センター整備運営へのPFI手法導入支援を行い、その後、市は検討を進め、平成25年度末に実施方針の公表を行うに至った。



スポーツ施設
-体育館-

市民体育館再整備事業

- ・B市では、体育館施設の老朽化と耐震化および多様な市民ニーズへの対応といった課題を解決するため、民間ノウハウを活用し、効果的・効率的な事業運営を実施することを決定。
- ・本事業については、平成27年度に内閣府の専門家派遣を通じて、基礎知識の習得・庁内の検討体制構築等の観点からPFI手法導入支援を行い、その後、市は検討を進め、平成31年2月に実施方針の公表を行うに至った。



まちづくり

駅前地区土地活用事業

- ・C市では、新幹線開業に向け駅前公有地を活用し、民間企業と共に、ホテル、飲食・物販テナント、子育て支援施設、本を核とした知育・啓発施設、広場公園を官民連携事業として複合的に整備し令和4年9月に開業した。
- ・本事業については、平成28年度に内閣府の専門家派遣を通じて、サウンディング調査の流れや実施方法について支援を行った。



【写真はイメージです。】

PPP/PFI事業実施にあたり複数回の専門家派遣を活用した事例

廃棄物
処理施設

廃棄物処理施設整備運営事業

- ・D市は、循環型社会に適した処理システムを確立し、民間事業者の創意工夫による財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上を目的に事業化を決定。
- ・本事業については、専門家派遣を通じて、平成24年8月にPPP/PFI事業スキームの検討支援を行い、同年12月に民間事業者のインセンティブ確保等に関する検討支援を実施。その後、市は検討を進め、平成26年12月に実施方針の公表を行うに至った。



まちづくり

駅前再開発事業

- ・E市では、商業・行政機能が集積する駅周辺を事業計画地と定め、交流都市拠点形成を目的に民間ノウハウを活用し、効果的・効率的な事業運営を実施することを決定。
- ・本事業については、内閣府の専門家派遣を通じて、平成24年度に基礎知識の習得・事業スキーム等の観点からPFI手法導入支援を行い、平成25年度に市が検討したVFMの妥当性検討支援を実施。その後、市は検討を進め、平成26年4月に実施方針の公表を行うに至った。



スポーツ施設
-体育館-

市民体育館整備運営事業

- ・F市では、老朽化と耐震化、多くの市民が利用可能となるバリアフリー化および新たなスポーツ競技受入れに対応することを目的に事業化を決定。
- ・本事業については、内閣府の専門家派遣を通じて、平成25年度に2回の基礎知識の習得・基本計画の策定方法等の観点からPFI手法導入支援を行い、平成26年度には導入可能性調査の実施に必要な検討を支援。その後、市は検討を進め、平成28年5月に実施方針の公表を行うに至った。



【写真はイメージです。】

PPP/PFIに関するお問合せについて

PPP/PFI事業の実務に関するご質問、お問合せに内閣府PPP/PFI推進室が対応します

連絡先：内閣府PPP/PFI推進室 03-6257-1655（直通）

○問い合わせいただいている主な質問の例

1. PPP/PFI全般

- ・コンセッションについて教えてほしい。
- ・〇〇（例：学校空調整備）を検討しているがPPP/PFIの類似事例を教えてほしい。

2. PFI法関連解釈

- ・地方自治法に基づく債務負担行為の設定はいつまでに議決をとれば良いのか。
- ・〇〇（例：温泉施設）はPFI法2条の公共施設等に該当するか。

3. PPP/PFI支援措置

- ・PFI事業は補助金の対象になるのか。
- ・PPP/PFI専門家派遣支援を受けられないか。

4. PPP/PFI優先的検討規程

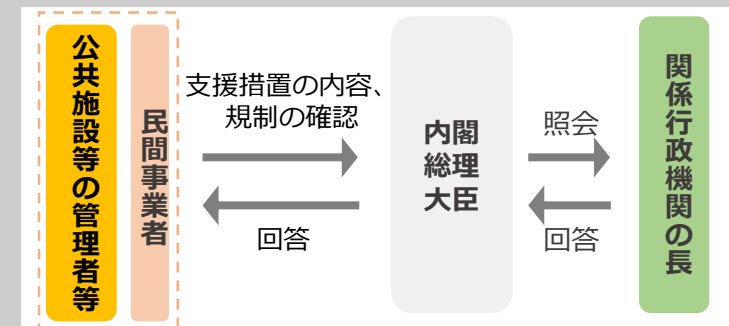
- ・優先的検討規程の事業費基準はどのように解釈するのか。
- ・簡易な検討で用いるVFM算出シートの使い方を教えてほしい。

必要に応じて、行政、金融、法律、会計、コンサルタント等各分野の専門家及び関係省庁の意見も確認します

● ワンストップ窓口制度

平成30年度のPFI法改正により、『ワンストップ窓口制度』が位置づけられました。

- ・地方公共団体、PPP/PFI事業を実施し、もしくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、規制適用の有無、支援措置適用の有無について、書面にて確認を求めることができるようになりました。
- ・内閣総理大臣はお問い合わせに対し、必要に応じて関係行政機関の長に確認の上、書面にて回答します。



PFI事業基礎データベースの公表(令和5年4月)

○PFI事業促進を目的として、情報を一元化したPFI事業基礎データベースを公表。
(令和4年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったもの。)



内閣府
Cabinet Office

English 検索

内閣府の政策 | 組織・制度 | 広報・報道 | 活動・白書等 | 情報提供

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI推進室) > 各種PFI情報 > PFI事業情報

PFI事業情報

PFI事業 基礎データベース

PFI事業促進を目的として、情報を一元化し、「PFI事業 基礎データベース」を作成しました。

掲載している情報は、令和4年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったものです。

[PFI事業 基礎データベース\(Excel形式:318KB\)](#)

データ項目(例)

- ・事業分野
- ・事業手法
- ・事業スケジュール
- ・事業者(代表企業、構成企業等)
- ・契約金額
- ・VFM 等

https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jigyuu/jigyuu_index.html

①事業名・事業主体		③事業内容													
項番	1-1. 事業名	1-2. 事業主体	2-1. 管理者種別	2-2. 自治体コード	3-1. 事業地点	3-2. 施設用途(主)	3-3. 事業分野(主)	3-4. 施設用途②	3-5. 事業分野②	3-6. 施設用途③	3-7. 事業分野③				
	338	中央合同庁舎第8号館整備等事業	国土交通省 内閣府	①国	-	東京都千代田区	庁舎	⑥行政	なし	非該当	なし	非該当			
762	内閣府新庁舎(仮称)整備等事業	国土交通省 内閣府	①国	-	東京都千代田区	庁舎	⑥行政	なし	非該当	なし	非該当				
④事業の特徴(事業手法・他の事業手法・事業者の収入)				⑤事業の経過・スケジュール							⑥事業者(落札者)				
4-1. 事業手法	4-2. PFI方式以外の事業手法の有無・内容	4-3. 事業者の収入① サービス対価(発注者からの対価)	4-4. 事業者の収入② 利用者等からの収入(要求水準として内容指定)	4-5. 事業者の収入③ 利用者等からの収入(任意)	4-6. 任意事業の内容	5-1. 実施方針(案)/実施方針公表日	5-2. 特定事業選定日	5-3. 契約締結日	5-4. 供用開始日	5-5. 契約終了日	5-6. 運営権開始日	5-7. 運営権終了日	6-1. 事業者(代表企業)	6-2. 事業者(その他構成企業)	6-3. 事業者(協力企業)
・BTO	・行政財産の使用許可	○	○	×	非該当	2009/4/13	2009/6/16	2010/2/17	2014/4/1	2024/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・太平ビルサービス株式会社	・株式会社日建設計
・BTO	・行政財産の使用許可	○	○	×	非該当	2019/11/25	2020/4/6	2021/1/29	2025/10/1	2040/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・太平ビルサービス株式会社 ・総合整備保障株式会社	・東日本電信電話株式会社 ・株式会社日建設計 ・株式会社ニッコトラスト

国による支援事業の公表(令和5年6月)

○内閣府および関係省庁では地方公共団体等におけるPPP/PFIの導入と案件形成を促進するため各種支援事業を実施している。各府省庁の支援事業周知を目的として、支援概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を公表。
(※各支援事業により、通年または特定の時期の実施、今年度当初予算では計上されていないなどがある。)



English 検索

内閣府の政策 組織・制度 広報・報道 活動・白書等 情報提供

国による支援事業

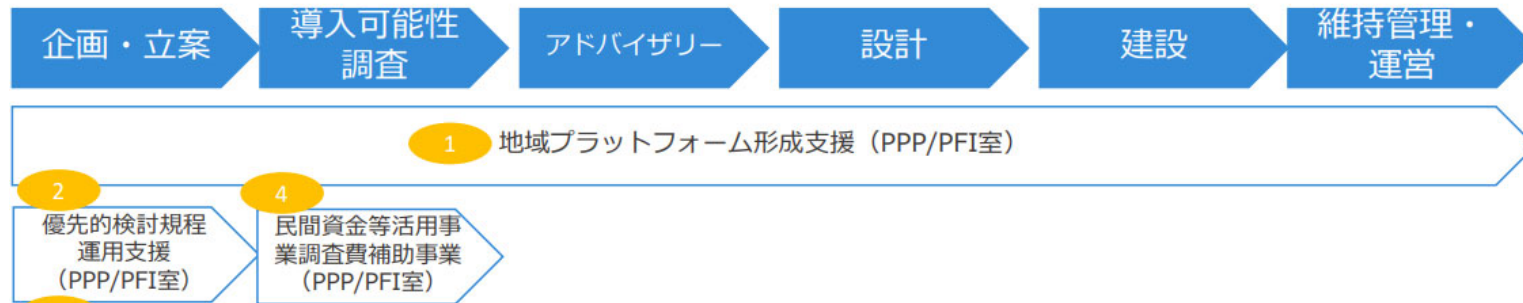
内閣府のみならず関係省庁のPPP/PFIに係る支援事業について更なる周知を図りPPP/PFIの導入促進と案件形成を一層促進する目的から、各府省の支援事業概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を作成しました。積極的にご活用いただき、更なるPPP/PFI導入と案件形成の促進に役立てていただければと存じます。

※各支援事業については、通年で実施するもの、特定の時期に実施する、今年度当初予算では計上されていないものがそれぞれありますので、各支援事業の詳細については担当府省庁にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

1. [令和5年度 国による支援事業の概要\(PDF形式:360KB\)](#)
2. [令和5年度 国による支援事業リスト\(Excel形式:40KB\)](#)

- データ項目 (例)
- ・ 支援対象
 - ・ 支援対象とする事業段階
 - ・ 支援内容 (概要、補助率等)
 - ・ 問合せ先 等

https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html



	府省庁	事業名等	支援対象		支援対象とする事業段階									
			支援対象者	事業分野/対象施設	全般	企画・立案	導入可能性調査	アドバイザリー	設計	建設	維持管理・運営	その他		
1	内閣府	地域プラットフォーム形成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体等 ・ 地方公共団体等を構成員として含む構成体 	・ 特になし	○									
支援内容			問合せ先											
補助率等	概要		URL	担当部署・課	電話番号	e-mail (任意)								
内閣府が費用を負担	・ 地域プラットフォームの形成や運営を支援		https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/r5/r5_index.html	内閣府民間資金等活用事業推進室 (PPP/PFI室)	03-6257-1655									

ご清聴ありがとうございました。



内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PPP/PFI推進室)

〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎中央合同庁舎第8号館14階

TEL : 03-6257-1655
FAX : 03-3581-9682
URL : <http://www8.cao.go.jp/pfi/>

